

☆
☆ 大 阪 南 消 防 組 合 ☆
☆ 議 会 定 例 会 議 案 書 ☆
☆ 令 和 8 年 第 1 回 ☆
☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

(令和 8 年 1 月 3 0 日)

日 程 表

令和 8 年 1 月 3 0 日 定例会

日程	議案等番号	議 案 等 名	ページ
第 1		議会運営委員会委員長報告	
第 2		会議録署名議員の指名について	
第 3		会期の決定について	
第 4	報告第 1 号	専決処分報告について「損害賠償の額の決定について」	1
第 5	議案第 1 号	財産の取得について	4
第 6	議案第 2 号	大阪南消防組合火災予防条例の一部改正について	5
第 7	議案第 3 号	大阪南消防組合の職員定数条例の一部改正について	8
第 8	議案第 4 号	大阪南消防組合職員の給与に関する条例及び大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	10
第 9	議案第 5 号	大阪南消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	20
第 10	議案第 6 号	令和 7 年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 11	議案第 7 号	令和 8 年度大阪南消防組合一般会計予算	別冊
第 12		一般質問について	

報告第1号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第180条第1項の規定及び管理者の専決処分事項の指定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により、議会に報告する。

令和8年1月30日提出

報告

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

記

専決第14号 損害賠償の額の決定について

専決第15号 損害賠償の額の決定について

専決第14号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和7年11月14日専決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

記

事由	事由発生日時・場所	損害賠償の相手方	損害賠償の額	当事者
火災出場中における消防車での接触事故	令和7年10月17日 午後7時55分頃 柏原市国分本町1丁目 国分交差点付近	八尾市内在住 男性	65,538円	大阪南消防組合

専決第15号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和7年11月21日専決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

記

事由	事由発生日時・場所	損害賠償の相手方	損害賠償の額	当事者
救急出場中における救急車での接触事故	令和7年10月19日 午前2時00分頃 南河内郡河南町一須賀地先	南河内郡河南町在住 男性	46,200円	大阪南消防組合

議案第1号

財産の取得について

次のとおり、財産を取得するものとする。

令和8年1月30日提出

即日原案可決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 名 称 | 資機材搬送車 |
| 2 | 取得の目的 | 消防設備の更新 |
| 3 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 取得価格 | 23,034,000円 |
| 5 | 取得の相手方 | 住 所 大阪市天王寺区上本町5丁目5番15号
東海ビル上本町102号
名 称 株式会社消防防災大阪営業所
代表者 所長 磯部佳司 |
| 6 | 支出科目 | (款) 消防費 (項) 消防費
(目) 常備消防費 (節) 備品購入費 |

議案第 2 号

大阪南消防組合火災予防条例の一部改正について

大阪南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 1 月 3 0 日提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

大阪南消防組合条例第 号

大阪南消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

大阪南消防組合火災予防条例（昭和38年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出し中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管

理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第 3 号

大阪南消防組合の職員定数条例の一部改正について

大阪南消防組合の職員定数条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和 8 年 1 月 3 0 日 提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

大阪南消防組合条例第 号

大阪南消防組合の職員定数条例の一部を改正する条例

大阪南消防組合の職員定数条例（昭和38年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪南消防組合職員定数条例

第2条第1項中「556人」を「565人」に改める。

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（大阪南消防組合監査委員に関する条例の一部改正）
- 2 大阪南消防組合監査委員に関する条例（平成4年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「大阪南消防組合の職員定数条例」を「大阪南消防組合職員定数条例」に改める。

議案第4号

大阪南消防組合職員の給与に関する条例及び大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

大阪南消防組合職員の給与に関する条例及び大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年1月30日提出

即日原案可決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

大阪南消防組合条例第 号

大阪南消防組合職員の給与に関する条例及び大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(大阪南消防組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大阪南消防組合職員の給与に関する条例（昭和38年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号オ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号カ中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号キ中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号ク中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号ケ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号コ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号サ中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号シ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ス中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第21条第1項中「4, 400円」を「4, 700円」に改める。

第22条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 一般職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務の 等級 号給	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級	1等級	特2等級	特1等級
		給料月額							
定年前再		円	円	円	円	円	円	円	円
任用短時	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
間勤務職	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
員以外の	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
職員	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	

25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	

53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	

81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000
86	266,200	305,800	355,700		
87	266,500	306,100	356,100		
88	266,800	306,400	356,500		
89	267,100	306,700	356,700		
90	267,400	307,000	357,100		
91	267,700	307,300	357,500		
92	268,000	307,600	357,900		
93	268,300	307,800	358,100		
94		308,000	358,400		
95		308,300	358,800		
96		308,700	359,100		
97		308,900	359,400		
98		309,200	359,800		
99		309,500	360,200		
100		309,900	360,600		
101		310,100	361,100		
102		310,400	361,500		
103		310,700	361,900		
104		311,000	362,300		
105		311,200	362,800		
106		311,500	363,200		
107		311,800	363,500		
108		312,100	363,800		

	109		312,300	364,200					
	110		312,600						
	111		313,000						
	112		313,300						
	113		313,500						
	114		313,700						
	115		314,000						
	116		314,400						
	117		314,600						
	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年前再 任用短時 間勤務職 員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

備考 この表は、すべての職員に適用する。ただし、第27条に規定する職員は除く。

第2条 大阪南消防組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の2第1項第1号中「道路（以下）」を「道路（この条において）」に改め、「料金（以下）」の次に「この項及び次項において」を加え、同条第2項第1号中「以下」を「この項及び第4項において」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号中アからスまでを削り、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「支給単位期間」の次に「（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）」を、「最初の月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」

に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第23条第2項第1号「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和6年大阪南消防組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「5月31日及び11月30日」を「6月1日及び12月1日」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第6条の2第1項中「5月31日及び11月30日」を「6月1日及び12月1日」に改め、同条第3項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

別表を次のように改める。

別表 会計年度任用職員給料表(第4条関係)

号級	職務の等級	1等級
		給料月額
		円
1		198,200
2		199,900
3		201,600
4		203,300
5		205,000
6		206,700
7		208,300
8		209,900
9		211,500

第4条 大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第6条の2第3項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大阪南消防組合職員の給与に関する条例（以下附則第4項において「改正後の給与条例」という。）第16条の2第2項第2号及び別表第1の規定は令和7年4月1日から、第22条第2項及び第3項並びに第23条第2項の規定は令和7年12月1日から、この条例の公布の際現に在職する職員に限り適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（附則第5項において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）別表の規定は令和7年4月1日から、第6条及び第6条の2の規定は令和7年12月1日から、この条例の公布の際現に在職する職員に限り適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 5 改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による内払とみなす。

議案第5号

大阪南消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

大阪南消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年1月30日提出

即日原案可決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

大阪南消防組合条例第 号

大阪南消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大阪南消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の2（見出しを含む。）中「第1号の」の次に「人事院規則で定める期間を基準として」を加える。

第5条の2の見出し中「任期付採用職員の任期の更新」を「育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新」に改める。

第5条の3の見出し中「期末手当等の支給」を「育児休業をしている職員の期末手当等の支給」に改める。

第6条の前の見出し中「職務復帰後における給与等の取扱い」を「育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整」に改め、同条中「職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加え、「場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間」を「場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間」に、「同日後の最初の昇給の日とその者の給料月額」を「その日後における最初の職員の昇給を行う日（大阪南消防組合職員の給与に関する条例第10条第1項の規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給」に改める。

第7条に見出しとして「（育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い）」を付する。

第8条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「地方公務員法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年1月1日から適用する。